# -般社団法人日本家政学会中国・四国支部支部賞授賞内規

- 1. 中国・四国支部賞の授賞は、本内規により行う.
- 2. 本支部は、家政学の進歩発展に寄与した本支部所属の若手研究者に対し、中国・四国支部 2. 本支部は、家政学の進歩発展に寄与した本支部所属の若手研究者に対し、中国・四国支部 賞を授賞する.
- 3. 授賞資格及び対象論文等は次のとおりとする。
- 記年齢を問わない.
- (2) 授賞のとき、家政学会の会員であること、
- (3)授賞の対象は、大会開催の当該年度の前年度に発行された目本家政学会誌の1月号~12│(3)授賞の対象は、大会開催の当該年度の前年度に発行された目本家政学会誌の1月号~12│ 月号に掲載された論文等(報文、ノート、資料)とする. ただし、筆頭者である場合に限る.
- 4. 中国・四国支部賞授賞者には、大会において賞状及び副賞を贈る. これらに要する費用は、14. 中国・四国支部賞授賞者には、大会において賞状及び副賞を贈る. これらに要する費用は、 本支部経費及び寄付金をもって充てる.
- 5. 授賞者の選考手続きは次のとおりとする.
- (1) 授賞候補者は、正会員からの推薦及び自薦による、
- (2)授賞候補者の推薦に当たっては、規定の推薦書を授賞年度の7月31日までに、支部長に│(2)授賞候補者の推薦に当たっては、規定の推薦書を授賞年度の7月31日までに、支部長に 提出する.
- (3)支部長は、推薦書を受理した後、支部賞選考委員会(以下、選考委員会という.)を設置 (3)支部長は、推薦書を受理した後、支部賞選考委員会(以下、選考委員会という.)を設置 し、全ての授賞候補者に関する選考を本委員会に付託する.
- (4) 選考委員会は、選考結果を常任幹事会に報告する.
- する.
- 6. 選考委員会の委員は3名とし、常任幹事会で決定する.
- 7. 選考委員会の委員の選任及び運営は次のとおりとする.
- (1) 支部賞授賞候補者の推薦者及び共著者は、選考委員になることはできない.
- (2) 委員長の選出は、互選による.
- (3) 推薦書については、推薦者または授賞候補者に照会することができる.
- 8. 本内規の改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

#### 附則

施行 平成 15 年 10 月 5 日

改定 平成 24 年 10 月 7 日

改定 平成30年9月9日

改定 令和元年10月8日

# 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部支部賞授賞内規(案)

- 1. 中国・四国支部賞の授賞は、本内規により行う.
- 賞を授賞する.
- 3. 授賞資格及び対象論文等は次のとおりとする。
- (1)年齢は、45 歳未満とする.ただし、候補者が大学院在学中に投稿した論文については前┃(1)年齢は、45 歳未満とする.ただし、候補者が大学院在学中に投稿した論文については前 記年齢を問わない. なお、該当する年齢は、掲載年の1月1日時点とする.
  - (2) 授賞のとき、家政学会の会員であること、
  - | 月号に掲載された論文等(報文、ノート、資料)とする. ただし、筆頭者である場合に限る.
  - 本支部経費及び寄付金をもって充てる.
  - 5. 授賞者の選考手続きは次のとおりとする.
  - (1) 授賞候補者は、正会員からの推薦及び自薦による.
  - 提出する.
  - し、全ての授賞候補者に関する選考を本委員会に付託する.
  - (4) 選考委員会は、選考結果を常任幹事会に報告する.
- (5) 常任幹事会は、授賞者を決定し、授賞者本人に対しては、支部長より書面をもって通知 (5) 常任幹事会は、授賞者を決定し、授賞者を決定し、授賞者本人に対しては、支部長より書面をもって通知 (5) 常任幹事会は、授賞者を決定し、授賞者を決定し、授賞者本人に対しては、支部長より書面をもって通知 (5) 常任幹事会は、授賞者を決定し、授賞者を決定し、授賞者本人に対しては、支部長より書面をもって通知 (5) 常任幹事会は、授賞者を決定し、授賞者を決定し、授賞者本人に対しては、支部長より書面をもって通知 (5) 常任幹事会は、授賞者を決定し、授賞者を決定し、授賞者本人に対しては、支部長より書面をもって通知 (5) 常任幹事会は、授賞者を決定し、授賞者を決定し、授賞者本人に対しては、支部長より書面をもって通知 (5) 常任幹事会は、授賞者を決定し、授賞者を決定し、授賞者を決定し、授賞者を決定し、授賞者を決定しては、対しては、支部長より書面をもって通知 (5) 常見を持ちました。
  - 6. 選考委員会の委員は3名とし、常任幹事会で決定する。
  - 7. 選考委員会の委員の選任及び運営は次のとおりとする.
  - (1) 支部賞授賞候補者の推薦者及び共著者は、選考委員になることはできない。
  - (2) 委員長の選出は、互選による.
  - (3) 推薦書については、推薦者または授賞候補者に照会することができる.
  - 8. 本内規の改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

#### 附則

施行 平成 15 年 10 月 5 日

改定 平成 24 年 10 月 7 日

改定 平成30年9月9日

改定 令和元年10月8日

改定 令和 2 年 9 月 27 日

## 申し合わせ事項

- 開催県の常任幹事の順に3名選出する.
- ノート2万円、資料1万円とする. ただし、常任幹事会に諮り、変更できるものとする.
- 3. 推薦書の書式は別に定める.
- 4. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う.

### 附則

施行 平成15年10月5日 改定 平成 24 年 10 月 7 日 改定 平成 29 年 9 月 17 日

## 申し合わせ事項

- 1. 選考委員会の委員は、大会を担当する当該年度の開催県選出の常任幹事、次期及び次次期 1. 選考委員会の委員は、大会を担当する当該年度の開催県選出の常任幹事、次期及び次次期 開催県の常任幹事の順に3名選出する.
- 2. 複数の論文等が掲載された場合には、上位のもの1件を対象とする. 副賞は、報文3万円、2. 複数の論文等が掲載された場合には、上位のもの1件を対象とする. 副賞は、報文3万円、 ノート2万円、資料1万円とする. ただし、常任幹事会に諮り、変更できるものとする.
  - 3. 推薦書の書式は別に定める.
  - 4. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う.

### 附則

施行 平成15年10月5日 改定 平成 24 年 10 月 7 日 改定 平成 29 年 9 月 17 日